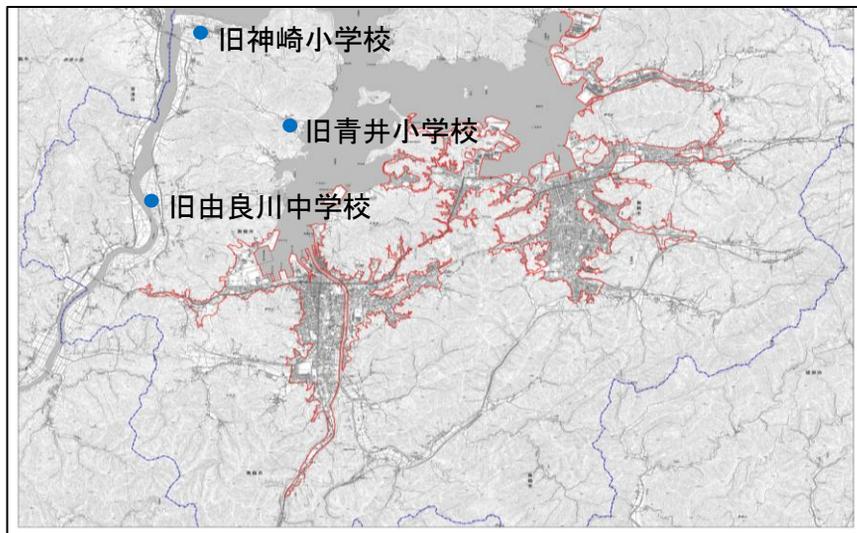


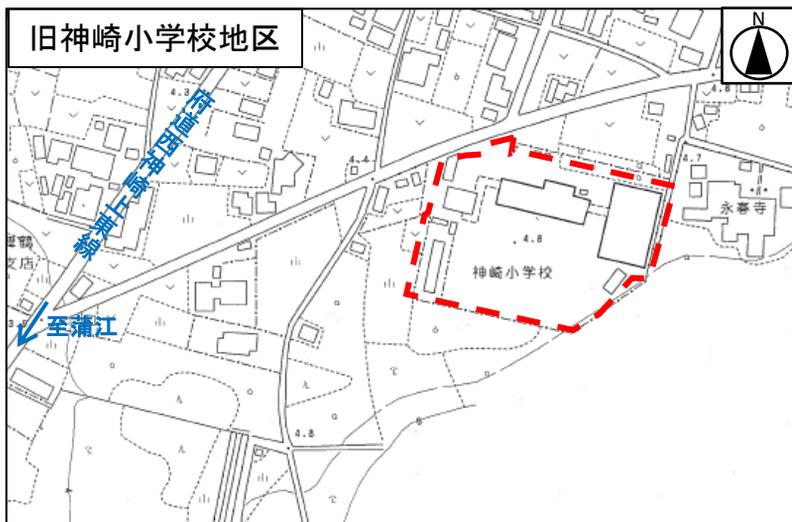
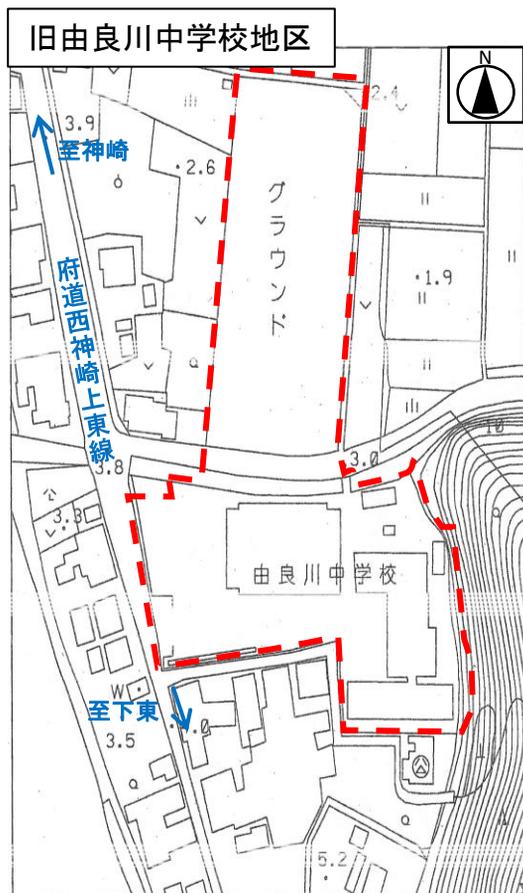
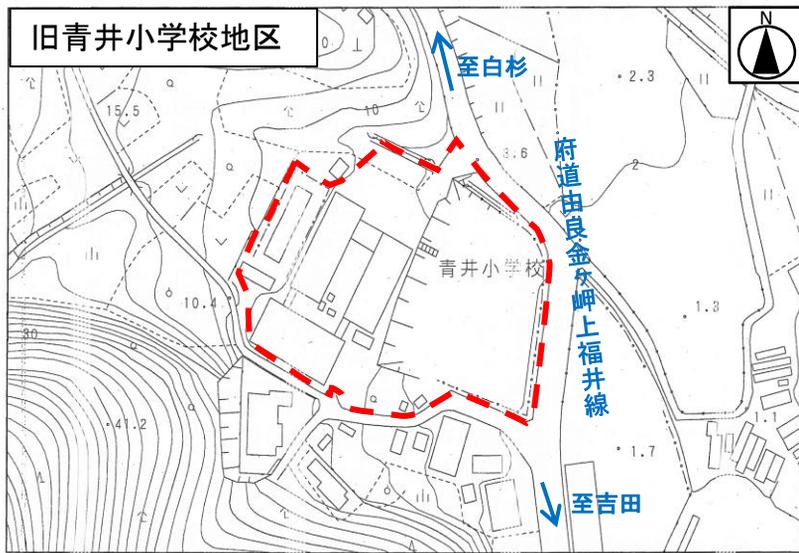
舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正【改正概要】

1. 追加する地区計画

地区計画位置図(旧青井小・旧神崎小・旧由良中)



地区計画区域図



 ...地区計画区域

2. 追加する地区計画の内容

[表1]建築物の用途の制限 (3地区とも同様)

本条例の建築物の用途の制限 (以下の建築物以外は建築してはならない)	地区計画策定	従前(市街化調整区域)の建築制限
(ア)学校、図書館等	○	△
(イ)老人ホーム、保育所、福祉ホーム等	○	△
(ウ)老人福祉センター、児童厚生施設等	○	△
(エ)診療所又は助産所	○	△
(オ)体育館その他の運動施設(ボウリング場、スケート場等を除く。)	○	×
(カ)ホテル又は旅館	○	×
(キ)事務所	○	×
(ク)日用品の販売を主たる目的とする店舗	○	△
(ケ)飲食店	○	△
(コ)理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋等	○	△
(サ)洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気 器具店等	○	△
(シ)自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等	○	×
(ス)学習塾、華道教室、囲碁教室等	○	×
(セ)美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房	○	×
(ソ)公民館又は集会所	○	○
(タ)観光客が利用するための施設(観光案内所、農産物販売店、体験学習施設等)	○	△
(チ)農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設	○	○
(ツ)製造業を営むための施設(原則、商業地域内に建築できない建築物を除く。)	○	×
(テ)(ア)から(ツ)までの建築物において事業に従事する者が居住するための住宅又は寄宿舎	○	△
(ト)(ア)から(テ)までの建築物に附属する倉庫又は物置	○	○

△:「主に地域住民が利用するもの」等の制限があり、府の許可を受けなければなりません。
市街化調整区域では、原則、農林水産業従事者の住宅など以外は建築することができません。

[表2]建築物のその他の制限

	旧青井小学校地区	旧神埼小学校地区	旧由良川中学校地区
容積率の最高限度	10分の20 (敷地面積が3,500㎡超は 10分の5)	10分の20 (敷地面積が3,700㎡超は 10分の5)	10分の20 (敷地面積が4,300㎡超は 10分の5)
建ぺい率の最高限度	10分の6 (敷地面積が3,500㎡超は 10分の3)	10分の6 (敷地面積が3,700㎡超は 10分の3)	10分の6 (敷地面積が4,300㎡超は 10分の4)
建築物の外壁等の面から敷地境界線までの最低限度	2m	2m	2m (土砂災害特別警戒区域 に新たに建築は不可)
高さの最高限度	10m	15m	15m

【本条例の改正】

(1) 建ぺい率の最高限度に係る規定を追加するもの。(第3条の3 別表第2関係)

〔表3〕 別表第2の改正内容

【旧】	ア	イ		ウ	エ	オ
	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度		建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さ
【新】	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	建築物の高さ

●別表第2「ウ」に「建築物の建ぺい率の最高限度」を追加したことにより、
「ウ」→「エ」、「エ」→「オ」、「オ」→「カ」にそれぞれ改める。

- (2) 建ぺい率の制限に違反した設計者等に対して20万円以下の罰金を科すものとするため、
罰則規定(第12条関係)に、建ぺい率の規定(第3条の3)を追加するもの。
(3) 別表第1(適用区域)に3地区の区域を追加するもの。
(4) 別表第2(建築物の制限)に3地区の建築物の制限を追加するもの。

3. 建築基準法改正に伴う条例改正 【建築基準法の改正】(平成30年4月1日改正)

都市計画法において、「田園住居地域」が新設されたことに伴い、
建築基準法別表第2の(ち)～(わ)項が(り)～(か)項に繰り下げ。

〔表4〕 建築基準法別表第2の改正内容

旧	新
(へ)項[第二種住居地域内に……]	(へ)項[第二種住居地域内に……]
(と)項[準住居地域内に……]	(と)項[準住居地域内に……]
	(ち)項[田園住居地域内に……]
(ち)項[近隣商業地域内に……]	(り)項[近隣商業地域内に……]
(り)項[商業地域内に……]	(ぬ)項[商業地域内に……]
(ぬ)項[準工業地域内に……]	(る)項[準工業地域内に……]
(る)項[工業地域内に……]	(を)項[工業地域内に……]
(を)項[工業専用地域内に……]	(わ)項[工業専用地域内に……]
(わ)項[用途地域の指定のない区域内に……]	(か)項[用途地域の指定のない区域内に……]

【本条例の改正】

本条例 別表第2の「東舞鶴駅周辺地区」及び「大波下地区」を改正する。

〔表5〕 本条例の改正内容

	旧	新
東舞鶴駅周辺地区(D地区)	(ち)項[近隣商業地域内に……]	(り)項[近隣商業地域内に……]
大波下地区	(ぬ)項[準工業地域内に……]	(る)項[準工業地域内に……]